

吉留クリニック(介護予防)訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人一桜会が開設する吉留クリニック（以下「事業所」という。）が行う(介護予防)訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の(介護予防)訪問リハビリテーション従業者が、要介護者等に対し、適正な(介護予防)訪問リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 (介護予防)訪問リハビリテーションは、利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう訪問リハビリテーションを提供することにより、利用者の心身の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、その目標を設定し計画的に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉留クリニック 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 鹿児島県始良市蒲生町上久徳2561番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名（吉留クリニック院長が兼務）
管理者は、従業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、医師として、利用者の(介護予防)訪問リハビリテーション計画の作成等を行う。
- (2) (介護予防)訪問リハビリテーション従業者
医師 1名（管理者と兼務）
理学療法士 1名（常勤職員）
医師及び理学療法士は、共同して利用者に応じた具体的な(介護予防)訪問リハビリテーション計画の作成等を行う。
- (3) 事務職員 若干名
事業所の経理の事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日・15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(サービス提供時間別紙参照)

((介護予防)訪問リハビリテーションの利用定員)

第6条 当該事業所における(介護予防)訪問リハビリテーションの利用定員は、1日最大3名とする。

診療所医療機関

第7条

- 1 (介護予防)訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) (介護予防)訪問リハビリテーション
- (2) 短期集中リハビリテーション
- (3) リハビリマネジメント

(介護予防)訪問リハビリテーションの内容及び利用料等)

介護保険負担割合証に応じて、1割又は2割負担となります。

①基本部分

訪問リハビリテーション費 介護予防訪問リハビリテーション費	診療所の場合	1回につき	302円
----------------------------------	--------	-------	------

②加算

サービス内容	加算		
訪問リハ短期集中リハ加算 *予防訪問リハも同様	短期集中リハビリテーション加算 ※ 1週につき概ね2回以上	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内 1日につき	200円
訪問リハマネジメント加算 I	リハビリテーション マネジメント加算	1日につき	60円
訪問リハマネジメント加算 II		1日につき	150円
訪問リハ社会参加支援加算	社会参加支援加算	1日につき	17円
訪問リハサービス提供体制加算 *予防訪問リハも同様	サービス提供体制強化加算	1回につき	6円
予防訪問リハ訪問介護連携加算	3月に1回限度	1回につき	300円

(その他の費用)

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から、片道おおむね 4キロメートル未満 200円
- 二 事業所から、片道おおむね 4キロメートル以上 250円
- 三 タクシー利用の場合は、その実費額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

4 利用当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として次の額を徴収する。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りでないものとする。

取り消し料 サービス事例一回につき 1, 500円

(緊急時おける対応方法)

第8条 理学療法士は、(介護予防)訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条 通常の事業の実施地域は、始良郡蒲生町及び加治木町、始良町、鹿児島市の一部(旧吉田町)、薩摩川内市の一部(旧祁答院町)の区域とする。

(秘密保持)

第10条

- 1、本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2、本事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべ旨を、従業者との雇用契約に定める。

(個人情報保護)

第11条

本事業所が、個人情報保護法に基づいて取り組むべき事項は、次とおりとする。

- 1、個人情報を取得後、速やかに利用目的を本人若しくは後見人に通知することが必要であることから、予め利用目的を公表し同意を得るものとする。
- 2、取得した個人情報を適切に保管し、漏洩若しくは滅失することのないように安全管理措置を講じるものとする。
- 3、従業員・委託先より個人情報漏洩もしくは滅失することがないよう契約書をかわし、従業者の監督・委託先の監督を行うものとする。
- 4、本事業所は、保有する個人情報を特に認められた場合以外は、利用者若しくは後見人の同意なく第三者に提供しないものとする。
- 5、利用者若しくは後見人から利用者に関する情報の開示を求められた場合は、原則として、その求めに応じるものとする。
- 6、保有する個人情報に事実でない内容があった場合は、訂正等の求めに応じるものとする。また、個人情報の取り扱いが不適切である場合は、停止等の求めに応じるものとする。
- 7、個人情報に関する開示・訂正・利用者停止等の求めをはじめ、個人情報の取り扱いに関する利用者の不満や疑問に対処するため、苦情処理の体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第12条

- 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じるものとする。
- 4 苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 市町村は又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条

1 利用者への事前説明

サービス提供に際して、利用者又はその家族に対し、事故発生時対応の説明し、利用者の同意を得るものとする。

2 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めて置くものとする。

(事故対応マニュアル)

- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ③ サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等にすみやかに連絡を行うものとする。
- ④ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、すみやかに損害賠償を行うものとする。
- ⑤ 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

3 再発防止

事故が発生した際には、その原因を解明し、事故の再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関しては、吉留クリニックで定めてある消防計画によるものとし、利用者の避難経路等は、別紙のとおりであり、毎年5月と11月に避難訓練を行う。

(サービスに当たっての留意事項)

第15条 サービスに当たっては、次の項目については留意しなければならない。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。

(記録の整備)

第16条

- 1 本事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 本事業所は、利用者に対する(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとする。

一、個別援助計画

二、提供した具体的なサービスの内容等の記録

三、市町村への通知に係る記録

四、苦情の内容等の記録

五、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営にいての留意事項)

第17条 事業者は、次の項目に留意しなければならない。

1 (介護予防)訪問リハビリテーション従業者の研修

介護職員等従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人一桜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。